



## 浄化槽清掃業許可証

住所 観音寺市豊浜町和田浜1473番地2

氏名 株式会社 サンクリーン

代表取締役 三野理人

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 許可番号 | 第 14 号                                      |
| 許可期限 | 令和5年6月1日から令和7年5月31日                         |
| 業務区間 | 丸 亀 市 内(市が設置する公共施設、島しょ部を除く。)                |
| 附帯条件 | 1 この許可証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。<br>2 法令等を遵守すること。 |

上記のとおり浄化槽清掃業を行うことを許可します。

令和 5 年 6 月 1 日

丸亀市長 松永 恭二





一般廃棄物処理業許可証

住所 観音寺市豊浜町和田浜1473番地2

氏名 株式会社 サンクリーン

代表取締役 三野 義雄

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

|              |                                                                               |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 許可番号         | 第 37 号                                                                        |
| 許可年月日        | 令和4年4月1日                                                                      |
| 業 種          | 一般廃棄物の収集・運搬業                                                                  |
| 事業の範囲        | ・事業系一般廃棄物(ごみに限る。)<br>・家庭系一般廃棄物(一般家庭の日常生活に伴って排出されるごみで、市が収集しないものに限る。)<br>・浄化槽汚泥 |
| 許可の期間        | 令和4年4月1日から令和6年3月31日                                                           |
| 処理を行う<br>区 域 | 事業系一般廃棄物(ごみ)及び家庭系一般廃棄物 丸亀市内<br>浄化槽汚泥 丸亀市内(市が設置する公共施設、島しょ部を除く。)                |
| 許可の条件        | 関係法令及び丸亀市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例並びに、丸亀市一般廃棄物処理業の許可及び業務基準を遵守すること。             |

上記のとおり許可します。

令和 4 年 4 月 1 日

丸亀市長 松永 恭

